

# 議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人材育成担当

## 議案名

議案第42号 桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

恩給法等の関係政令の一部改正に伴い、昭和37年12月1日前に退職した職員の遺族扶助料の支給額を改めようとするものです。

## 概要

「退隠料」とは、退職した地方公務員等に対し条例に基づき支給される恩給です。「桐生市職員退隠料等給与条例」は昭和17年に施行され、退職した職員又はその遺族に支給する年金等について定めております。昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されたため、同日以降の退職者等については同法に基づく制度に移行しましたが、昭和37年11月30日以前の退職者等には本条例により退隠料を支給しているものです。

本条例の規定の基準となる恩給法等の関係政令が改正され、支給率等が改められたことから、条例においても同様の改正を行うものです。

○令和6年度における恩給改定率を2.7%(引上げ)とします。

(遺族扶助料(年額) 1,814,000円⇒1,863,000円)

○扶助料の遺族加算額を3,200円増額します。

(加算額(年額) 152,800円⇒156,000円)

(施行期日：公布の日(令和6年4月1日から適用))

## 背景・経過

地方公務員等共済組合法が施行された昭和37年12月1日前に退職した職員又はその遺族については、本条例で退隠料の支給について定めています。

今回、恩給法等の関係政令が令和6年4月1日に改正され、恩給の改定率、各種加算額等が改められました。恩給年額は、国民年金の改定率によって改定されます。令和6年度、国民年金の改定率が2.7%(引上げ)とされたことにより、恩給年額も24年ぶりに改正され2.7%の引上げとなり、本市の条例においても同様の引上げを行うものです。